

新潟県保険医会 FAXニュース

第56号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

厚労省より新型コロナウイルス感染症に係る取扱いについて、3月27日付の厚労省事務連絡が発出されましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い

電話再診時の特定疾患療養管理料等の算定について

慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話等で診療・処方を行うことが可能とされましたが、この場合の特定疾患療養管理料等の指導管理について下記の取扱いが示されました。

以前より、対面診療で診療計画等に基づき療養上の管理を行い、特定疾患療養管理料等(※)を算定していた患者に対して、電話等を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行う場合は、2020年4月からの診療報酬改定で当該管理料等の注に新設された「情報通信機器を用いた場合」100点を算定できるとされました。

なお、当該管理を行う場合、対面診療の際の診療計画等については、必要な見直しを行うことが求められています。

(※)の対象となる管理料等

特定疾患療養管理料	小児科療養指導料	てんかん指導料
難病外来指導管理料	糖尿病透析予防指導管理料	地域包括診療料
認知症地域包括診療料	生活習慣病管理料	

<留意事項>

- 1、上記の「情報通信機器を用いた場合 100点」を算定できるのは4月1日以降です。
- 2、今回の臨時的措置で「情報通信機器を用いた場合」の管理料を算定する場合は、特例として「オンライン診療料の届出」は不要です。
- 3、各管理料の算定要件を満たす必要がありますから、必要事項のカルテへの記載は必須です。